平成２２年（フ）第３５７９号
札幌市北区屯田10条３丁目７番39号
債務者　澄川　弘仁
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６０号
兵庫県三木市吉川町渡瀬63番地の９
債務者　小西　里美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２４号
神戸市西区桜が丘西町４丁目13番地の６
債務者　鳩﨑　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
熊本県阿蘇郡小国町大字西里577番地
債務者　工藤　幸敏
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡小国町大字西里577番地
債務者　工藤　里美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第４４６号
北海道旭川市豊岡４条８丁目７番13号４・８イースト202号室
債務者　水野　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０８１号
大阪府高槻市野田３丁目15番10号
債務者　中野　博文
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県所沢市若狭４丁目2454番地の５　グレイスメゾン101
債務者　市村　　武
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２９号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ18棟401号
債務者　新福留洋子（旧姓今井・永野）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２７号
岩手県一関市山目字前田116番地　７号
債務者　千田　博子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５０７号
函館市中道２丁目15番６号
債務者　谷口るり子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３１号
函館市吉川町７番26号
債務者　斉藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３２号
函館市吉川町７番26号
債務者　斉藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３８号
函館市浜町246番地１
債務者　木谷　直人
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３９号
函館市時任町30番18号
債務者　古世　瑛史
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
函館地方裁判所